

第1表（小）

5清清八小発100号

令和6年3月6日

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬第八小学校

校長名 相 蘇 好

令和6年度教育課程

標記の件について、清瀬市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 教育目標

(1) 教育目標

- ◎よく考え進んでやりぬく子
- みんなで仲よく助け合う子
- 明るく強い元気な子

【教育活動全体を通して、以下の資質・能力について育成を図る】

- ①各教科等における基礎的な知識及び技能
- ②対話や協働により問題解決を図る能力
- ③人権尊重の精神

(2) 教育目標を達成するための基本方針

- ・第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの方向性7「『確かな学力』の育成」を受けて、本校の特色として全教科において読み取る力の育成に重点を置く。
- ・全ての教科において協働による問題解決的な学習を展開し、児童の主体的に考える力や他者と協力して問題解決を図る力を育成する。
- ・道徳科を要として全教育活動において児童の人権感覚や規範意識を養う。
- ・体育の授業における運動量の確保、屋外での運動遊びの奨励により、児童の体力向上を図る。
- ・基本的な生活習慣を身に付けさせたり、規範意識をもたせたりすることで、児童の健全育成を図る。
- ・全ての教育活動において、児童の特性に応じた配慮を行ったり、特別支援教育の視点により指導方法を工夫したりすることで児童の自尊感情を高め、自他を尊重する態度を養う。
- ・キャリア教育の充実を図ることを通して、小中連携教育を推進する。